

第 6173 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月 4日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 外貨で支払う役員報酬

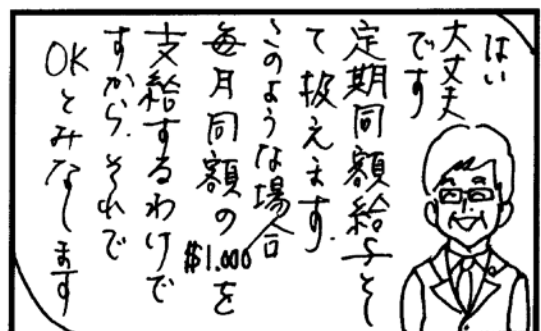
Q : 当社では、米国人の役員にドルで給与を支払うことにしました。月額10,000ドルですが、円換算すると支給額が同額になりません。この場合は、定期同額給与にならないことになりますか？

A : 定期同額給与として取り扱われます。
【解説】

法人税では、役員に対して支給する定期給与(その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであるものをいいます)で各支給時期における支給額が同額であるものは、定期同額給与として、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとなります。

つまり、定期同額給与に該当するためには、各支給時期における支給額が同額であることが必要になるのですが、ここでいう同額とは、支給額を円換算した金額が同額であることまで求めるものではありません。

したがって、お尋ねの場合、毎月の給与を10,000ドル支給することとしており、毎月、そのとおりに同額(10,000ドル)の給与を支給するということですので、定期同額給与に該当することとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】